

埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設事業の公共性と工事の特殊性にかんがみ、埼玉県農林部が発注した建設工事を、優秀な成績で完成した県内の建設業者を表彰することにより、建設業者の技術の向上を図るとともに、建設工事の適正な施工を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 第1条において、「県内の建設業者」とは、建設業法に規定する主たる営業所が県内にある建設業者とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰は、農林部の各センター及び事務所（以下「センター等」という。）が発注した建設工事のうち、表彰実施年度の前年度に完成した工事について、次の各号のいずれかに該当し、他の模範とするに足る施工を行った建設業者に対して行うものとする。

- (1) 適正な施工管理により、特に優れた出来ばえをもって工事を完成した建設業者。
- (2) 特に困難な施工条件を克服して、優れた成績をもって工事を完成した建設業者。
- (3) 現場管理、施工技術、仕事に対する熱意等が優れている建設業者。
- (4) 高度技術、創意工夫などにより、コスト縮減を図った建設業者。
- (5) その他、公共事業の遂行に著しく貢献した建設業者。

(欠格事項)

第4条 前条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- (1) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止又は文書による警告の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。
- (2) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、建設業法の規定に基づく監督処分を受け、又は受けることが明らかである場合。
- (3) 表彰実施年度の前年度に完成したすべての県発注工事について、工事成績評定点が65点未満となる工事が含まれる場合。
- (4) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、又は措置を受けることが明らかである場合。
- (5) 表彰実施年度の過去2ヶ年度当初から表彰日までの間において、県発注工事で不正軽油を使用し、地方税法違反で検挙された場合。
- (6) 表彰実施年度の過去2ヶ年当初から表彰日までの間において、県発注工事で埼玉県環境保条例によるディーゼル車の不適合車を使用し、埼玉県環境保全条例による運行停止命令を受けた場合。

- (7) 表彰実施年度の過去2ヶ年度当初から表彰日までの間において、県発注工事で過積載を行い、道路交通法違反による措置命令を受けた場合。
 - (8) 表彰実施年度の過去2ヶ年度当初から表彰日までの間において、県発注工事の総合評価方式で、正当な理由なく技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかったことがあった場合。
 - (9) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、入札契約に関する不当な強要を感じる行為があった場合。
 - (10) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、県内における公共工事で作業者（下請け業者に係る作業者も含む。）及び第三者の死亡事故（請負者に責任のあるもの）を起こした場合。
 - (11) 表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、法令の違反に関し、文書による厳重注意を受けるなどの指導を受けた場合。
 - (12) その他表彰にふさわしくないと判断したもの。
- 2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体の表彰は行わない。

（候補者の推薦）

第5条 第3条の規定に基づく表彰の候補者は、実施基準の定めるところにより、建設工事を所掌する担当課長等が、審査委員会委員長へ推薦するものとする。

（審査委員会）

第6条 第3条の規定に基づく表彰の候補者について、その可否を審査するためセンター等に審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、原則として別表第1の職にある者をセンター等の所長（以下「所長」という。）が指名する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があったとき、又は欠けたときに職務を代理する。
- 6 副委員長及び委員は、やむを得ない事情があるときは、所属する組織の職員に代理させることができる。

（被表彰者の決定）

第7条 被表彰者は、委員会の審査結果に基づき、所長が決定する。

（表彰の方法）

第8条 表彰は、年1回所長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰には、副賞を添えることができる。

（実施基準）

第9条 この要綱の実施に関し必要な基準は、別に定める。

附則

この要綱は、平成14年10月9日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年9月5日から施行する。

この要綱は、平成19年12月28日から施行する。

この要綱は、平成20年10月21日から施行する。

この要綱は、平成21年10月6日から施行する。

この要綱は、平成22年11月17日から施行する。

別表第1

1 農林振興センター（各センターの実状に合わせ修正可）

区 分	職 名
委 員 長	副所長
副委員長	副所長
委 員	担当部長 担当課長

2 寄居林業事務所

区 分	職 名
委 員 長	副所長
副委員長	担当部長
委 員	担当部長 担当課長

埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰実施基準

埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰要綱（以下「要綱」という。）第9条に基づく基準については、下記のとおり定めるところによる。

（表彰の基準）

- 1 要綱第3条に規定する表彰の対象者は、表彰実施年度の前年度に完成したすべての県発注工事において工事成績評定点が65点以上であるとともに、次の（1）から（3）のいずれかに該当する建設業者とする。
 - （1）表彰実施年度の前年度に完成した請負額500万円以上の農林部所管工事において、工事成績評定点が80点以上となる工事を施工し、かつ表彰実施年度の前年度における全ての県発注工事の成績評定点の平均点が75点以上となる建設業者。
 - （2）表彰実施年度の前年度に完成した農林部所管の工事において、契約後VE方式によるVE提案が適正と認められた建設業者。
 - （3）表彰実施年度の前年度に完成した農林部所管の工事において、災害、事故発生時等の緊急対応や事業箇所での地元調整など、事業を遂行する上で適切な対応を行った建設業者。

（表彰対象からの除外）

- 2 次の（1）（2）のいずれかに該当するときは、表彰対象から除外する。
 - （1）表彰実施年度において「埼玉県優秀建設工事施工者表彰」を受賞した建設工事。
 - （2）構成員に県外業者が含まれている共同企業体。
 - （3）低入札価格調査を経て契約締結した工事。

（候補者の推薦）

- 3 表彰の候補者を推薦しようとする担当課長等は、審査委員会委員長（以下「委員長」という。）へ埼玉県農林部優秀建設工事推薦調書（様式第1号）を提出する。

（候補者の決定）

- 4 委員長は、委員会の審査結果に基づき、当該年度における請負額500万円以上となる工事件数の概ね5%以内の建設業者を候補者として選定し、所長に報告する。

ただし、候補者は、同一請負者を重複させないものとする。（なお、発注機関が選定した候補者と農林部の他の発注機関が選定した候補者が重複することは差し支えない。）

（被表彰者の決定及び報告）

- 5 所長は、委員長から報告を受けた後、すみやかに被表彰者を決定し、農林部長（農村整備課）にその結果を報告する。

（その他定めのない事項）

- 6 この実施基準に定めるもののほか、実施に関し必要な基準は、委員長が別に定めることができる。

平成 年度 埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰推薦調書

埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰審査委員会
委員長 様

埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰要綱の規定により、以下工事を推薦します。

平成 年 月 日

推薦者 職・氏名

㊟

推薦課所名					
(フリガナ) 工 事 名					
(フリガナ) 工 事 場 所					
請 負 額	金 円				
契約工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
完成年月日	平成 年 月 日				
検査年月日	平成 年 月 日	工事成績評点			
工 事 種 別	農村整備・林業・その他 (いずれかに○)	工事ランク		請負者ランク	
請 負 者	(フリガナ) 名 称				
	(フリガナ) 代表者氏名				
	(フリガナ) 住 所				
	(フリガナ) 現場代理人				
工 事 大 要					
推 薦 理 由					
添付資料	1. 契約書の写し (当初及び変更) 2. 写真 (工事概要のわかるもの) 3. 位置図 (管内図等) 4. 死亡事故に関する誓約書				